

## ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、東京都下水道条例施行規程(昭和37年東京都下水道局管理規程第28号。以下「規程」という。)第3条の3の規定に基づくディスポーザ排水処理システムの設置、維持管理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本要綱において使用する用語は、東京都下水道条例(昭和34年東京都条例第89号。以下「条例」という。)及び規程で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 生物処理タイプ ディスポーザからの排水を専用配管で排水処理槽(排水処理部)へ排出し、生物処理した後排水のみを公共下水道へ排除し、汚泥は別途廃棄する方式のディスポーザ排水処理システムをいう。
- (2) 機械処理タイプ ディスポーザからの排水を機械装置(排水処理部)によって固形物(以下「乾燥ごみ等」という。)と液体とに分離し、分離された液体のみを公共下水道へ排除し、乾燥ごみ等は別途廃棄する方式のディスポーザ排水処理システムをいう。
- (3) 使用者 ディスポーザ排水処理システムを使用する者をいう。
- (4) 管理組合等 集合住宅等において、第6条に規定するディスポーザ排水処理システムの維持管理を前号の使用者に代わって行う者をいう。
- (5) 製造者 ディスポーザ排水処理システムを製造する者をいう。
- (6) 販売者 ディスポーザ排水処理システムを販売する者をいう。
- (7) 維持管理業者 使用者又は管理組合等と維持管理契約を交わしたディスポーザ排水処理システムを維持管理する者をいう。
- (8) 規格適合評価書 公益社団法人日本下水道協会(以下「下水道協会」という。)が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)」(以下「性能基準(案)」といふ。)による規格適合評価を受けたことを示す文書をいう。
- (9) 認証書 性能基準(案)による製品認証を受けたことを示す文書をいう。
- (10) 適合評価書 下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成16年3月)」に適合することを示す文書をいう。

### (設置の基準)

- 第3条 ディスポーザ排水処理システムは、性能基準(案)による規格適合評価及び製品認証を受けたものでなければならない。ただし、機械処理タイプについては、上記のほか、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成16年3月)」に適合したものも設置できるものとする。
- 2 前項で規定するディスポーザ排水処理システム以外のディスポーザ排水処理システムは設置してはならない。
  - 3 ディスポーザ排水処理システムの設置工事者は、東京都指定排水設備工事事業者でなければならぬ。
  - 4 ディスポーザ排水処理システムの設置は、ディスポーザ排水処理システムが正常に機能するよう適切かつ的確に行わなければならない。
  - 5 生物処理タイプのディスポーザ部の交換は、性能基準(案)によるディスポーザ部の規格適合評価及び製品認証を受けたものでなければならない。
  - 6 機械処理タイプのディスポーザ部及び排水処理部の交換については、既設のものと同一機種でなければならない。

### (届出)

- 第4条 ディスポーザ排水処理システムを新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)するときは、条例第4条第1項に基づき届出なければならない。ただし、第3条第5項又は第6項に規定する交換に該当する場合は、届出を省略できるものとする。
- 2 前項の届出を行うときは、規程第6条の規定によるほか次の書類を添付しなければならない。
    - (1) ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書(別記第1号様式)
    - (2) 規格適合評価書及び認証書の写し。ただし、第3条第1項ただし書によるときは、適合評価書の写し
    - (3) 維持管理業務委託契約書の写し。ただし、届出をするときに維持管理契約を締結していない場合は、維持管理業務委託契約確認書(別記第2号様式)
    - (4) ディスポーザ排水処理システムの構造及び保守点検に関する図面、資料等
    - (5) その他管理者が必要と認めるもの
  - 3 維持管理業者を変更した場合は、前項の書類のうち、変更のある書類を提出しなければならない。

### (認証マークの表示)

- 第5条 性能基準(案)による規格適合評価及び製品認証を受けたディスポーザ排水処理システムには、下水道協会が発行又は承認する認証マークを機器の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 2 ディスポーザ排水処理システムの新設等をした使用者又は管理組合等は、表示した認証マーク

及び機器の写真を管理者に提出しなければならない。

(維持管理)

- 第6条 使用者又は管理組合等は、設置したディスポーザ排水処理システムの性能を保持するため、維持管理に関して第4条第2項第1号に基づき適正な管理をしなければならない。
- 2 使用者又は管理組合等は、ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関して管理者の指示に従わなければならない。
  - 3 ディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理しなければならない。
  - 4 使用者又は管理組合等は、ディスポーザ排水処理システムの使用に当たり公共下水道に影響を及ぼす事故や故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに直ちに管理者に報告しその指示に従わなければならない。
  - 5 製造者又は販売者は、ディスポーザ排水処理システムを販売するときは、使用者又は管理組合等に対し、適正な維持管理を行う必要があることを説明し、その理解を得るように努めなければならない。

(資料の保管及び提出)

- 第7条 使用者又は管理組合等は、設置したディスポーザ排水処理システムについての維持管理に関する資料等を3年間保管しなければならない。
- 2 使用者又は管理組合等は、管理者がディスポーザ排水処理システムが適正に維持管理されていることを確認するため、前項の資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

(立入調査等)

- 第8条 管理者は、ディスポーザ排水処理システムの新設等及び維持管理について必要と判断したときは、下水道法(昭和33年法律第79号)第13条に基づく立入調査を行うことができる。
- 2 使用者又は管理組合等は、前項の調査に協力しなければならない。

(使用者又は管理組合等の義務の承継等)

- 第9条 ディスポーザ排水処理システムを有する建築物等の譲渡、貸付等(以下「譲渡等」という。)があった場合、当該建築物等の譲渡等を受けた者は、前3条に定める使用者又は管理組合等の義務を承継する。
- 2 前項に規定する承継の届出は、第4条第2項第1号によらなければならない。

(補足)

- 第10条 ディスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理について、本要綱に定めのこととは、性能基準(案)の趣旨にのっとり実施しなければならない。

附 則

本要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 第1号様式（第4条関係）

## ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

届出者 住所  
 (設置者) 氏名

印

ディスポーザ排水処理システムが正常に機能し、安定した処理水の水質を確保できるように以下のとおり維持管理を実施します。

## I システムの概要

ア 一 般 事 項	① 設置場所 使用者、管理組合等					
	ディスポーザ部	・名称  ・規格適合評価番号及び年月日  ・認証番号及び年月日  製造者 (会社、担当者、連絡先) 販売者 (会社、担当者、連絡先)				
	② システム の名称等	・名称  ・規格適合評価番号及び年月日  ・認証番号及び年月日  製造者 (会社、担当者、連絡先) 販売者 (会社、担当者、連絡先)				
	排水処理部	・名称  ・規格適合評価番号及び年月日  ・認証番号及び年月日  製造者 (会社、担当者、連絡先) 販売者 (会社、担当者、連絡先)				
	③ 設置数量	ディスポーザ部	個	排水処理部 個		
	④ 設置工事者 〔東京都指定排水設備工事事業者〕	<table border="1"> <tr> <td>指定番号</td> <td>電話 ( )</td> </tr> </table>			指定番号	電話 ( )
指定番号	電話 ( )					
	⑤ 工程	着工予定日	平成 年 月 日			
		完了予定日	平成 年 月 日			
		使用開始(入居)予定日	平成 年 月 日			
	⑥ 維持管 理業者	ディスポーザ部	電話 ( )			
		排水処理部	電話 ( )			

	(7) 維持管理に関する資料			
	(8) 排水設備設計図 (システムが記入された図)			
イ 仕 様	排水 処理部	(1) 品番		
		(2) 計画数量等	設計人員 計画生ごみ量 計画汚水量	人 kg/日 m <sup>3</sup> /日
		(3) 算定根拠		

## II システムの維持管理計画

規格適合評価を受けた維持管理方法の内容を下記の項目に記入する。

ア 处理水質 (下水道へ排出する際、遵守する基準値)	BOD S S N—ヘキサン			mg/ヶ月未満 mg/ヶ月未満 mg/ヶ月以下
イ 維 持 管 理 の 内 容	装 置 名	ディスポーザ部	排水配管部	排水処理部
	保守点検内容	・保守点検の頻度  ・配管清掃の頻度	・保守点検の頻度  ・水質検査の頻度 (BOD、SS、N—ヘキサン)	・保守点検の頻度  ・汚泥清掃の頻度 (汚泥引抜、調整、清掃等)
	点 檢 主 部	ディスポーザ部	排水配管部	排水処理部
ウ 点 檢 項 目	点 檢 項 目			
	保守点検 記録表			

## III その他

- ※ 1 機械処理タイプはディスポーザ部の欄に記載する。
- ※ 2 維持管理に関する点検記録は、3年間保管する。
- ※ 3 下水道管理者から維持管理に関する報告を求められたときは、その資料を提出する。
- ※ 4 使用者や維持管理業者が変更した場合は、本計画書の変更の届出を行う。

(排水設備計画届出番号 : \_\_\_\_\_)

※下水道局記載欄

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

東京都下水道局長 殿

## 維持管理業務委託契約確約書

届出者 住所  
(設置者) 氏名

印

この度、ディスポーザ排水処理システムにかかる排水設備計画届出書の届出にあたり、現時点では、使用者又は管理組合等及び維持管理業者が決定していないため、維持管理業務委託契約が締結できておりません。

使用者又は管理組合等及び維持管理業者が決定次第、維持管理業務委託契約を締結し、速やかに契約書の写しを提出します。契約締結までの間は届出者が、責任をもって維持管理を行うことを確約します。

記

1 設置場所:

2 担当者及び連絡先:

※ 維持管理業務委託契約(書)について

- ① 書式は、特に定めない。
- ② 維持管理契約は、規格適合評価書に記載の維持管理業者と実際に利用する使用者又は管理組合等が締結すること。

ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱の新旧対照表

(改正)	(現行)
第1条及び第2条（現行のとおり）  (設置の基準)  第3条 ディスポーザ排水処理システムは、性能基準(案)による規格適合評価及び製品認証を受けたものでなければならない。ただし、機械処理タイプについては、上記のほか、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)（平成16年3月）」に適合したものも設置できるものとする。	第1条及び第2条（略）  (設置の基準)  第3条 ディスポーザ排水処理システムは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。  (1) 性能基準(案)による規格適合評価及び製品認証を受けたもの。ただし、機械処理タイプについては、上記のほか、下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)（平成16年3月）」に適合したもののうち、東京都下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が設置を認めたもので、平成30年3月31日までにディスポーザ排水処理システムに係る届出がなされるもの。  (2) 前2号に定めるもののほか、管理者が設置について適当であると判断したもの。  2 (略)  3 (略)  4 (略)  5 (追加)  6 (追加)
(2) 削除  2 前項で規定するディスポーザ排水処理システム以外のディスポーザは設置してはならない。	
3 ディスポーザ排水処理システムの設置工事者は、東京都指定排水設備工事事業者でなければならない。	
4 ディスポーザ排水処理システムの設置は、ディスポーザ排水処理システムが正常に機能するように適切かつ的確に行わなければならない。	
5 生物処理タイプのディスポーザ部の交換は、性能基準(案)によるディスポーザ部の規格適合評価及び製品認証を受けたものでなければならない。	
6 機械処理タイプのディスポーザ部及び排水処理部の交換については、既設のものと同一機種でなければならない。	

(届出)	
第4条 ディスポーザ排水処理システムを新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）するときは、条例第4条第1項に基づき届出なければならない。ただし、第3条第5項又は第6項に規定する交換に該当する場合は、届出を省略できるものとする。	(届出) 第4条 ディスポーザ排水処理システムを新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）するときは、条例第4条第1項に基づき届出なければならない。
2 前項の届出を行うときは、規程第6条の規定によるほか次の書類を添付しなければならない。 (1) ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書（別記第1号様式） (2) 規格適合評価書及び認証書の写し。ただし、第3条第1項ただし書によるときは、適合評価書の写し (3) 維持管理業務委託契約書の写し。ただし、届出をするときに維持管理契約を締結していない場合は、維持管理業務委託契約確認書（別記第2号様式） (4) ディスポーザ排水処理システムの構造及び保守点検に関する図面、資料等 (5) その他管理者が必要と認めるもの	2 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)
3 維持管理業者を変更した場合は、前項の書類のうち、変更のある書類を提出しなければならない。	3 (略)
第5条から第10条まで (現行のとおり)	第5条から第10条まで (略)
第1号様式（第4条関係）及び第2号様式（第4条関係） (現行のとおり)	第1号様式（第4条関係）及び第2号様式（第4条関係） (略)